

東京家政学院大学における競争的研究費の運営・管理に関する行動規範

平成 27 年 3 月 11 日

令和 4 年 11 月 10 日改正

東京家政学院大学（以下「本学」という。）は、「東京家政学院大学教員の倫理規範（平成 19 年 7 月 30 日制定）」及び「東京家政学院大学における競争的研究費等の不正防止対策に関する基本方針」（平成 27 年 3 月 11 日制定）に定める事項の遵守を促し、公的性格を有する学術研究の信頼性と公正性を担保し、本学の学術研究業務に対する社会の信頼を確保するため、研究等を遂行する上での行動規範を次のとおり定める。

本学の教員（研究に関わる学生を含む。）及び職員等（非常勤雇用者を含む。）は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 競争的研究費等が本学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 競争的研究費等の使用に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
3. 研究計画に基づき、競争的研究費等の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。
4. 相互の理解と緊密な連携を図り、協力して競争的研究費等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 競争的研究費等の使用に当たり取引業者との関係において社会の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 競争的研究費等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

(注) 競争的研究費等の定義は、東京家政学院大学における研究活動の不正行為への対応に関する細則第 2 条に規定する教育研究費等のとおりとする。

○東京家政学院大学における研究活動の不正行為への対応に関する細則（抜粋）

第 2 条 教育研究費等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 各省各庁から配分される競争的研究費等（各省各庁が所管する法人等から配分される競争的資金を含む。）
- (2) 地方公共団体からの助成金及び補助金
- (3) 寄付金（助成団体からの助成金を含む。）
- (4) 共同研究に基づく経費
- (5) 受託研究に基づく経費
- (6) その他本学の責任において管理すべき経費